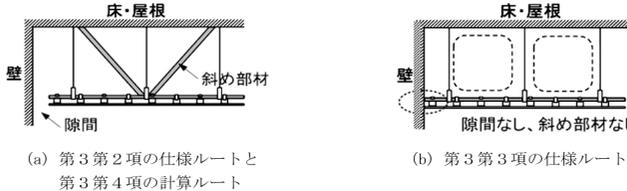
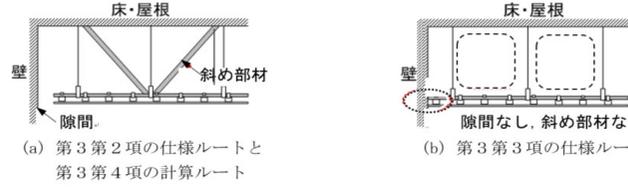
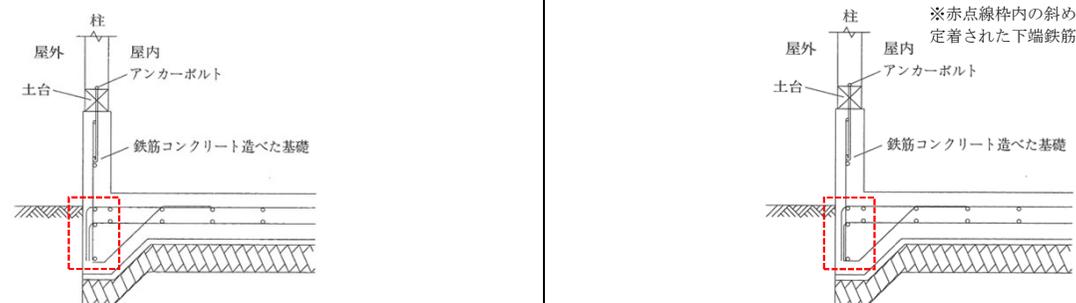
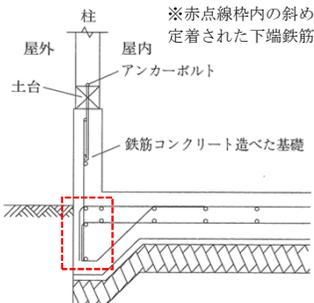
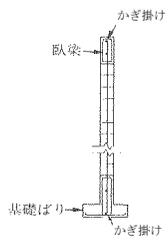
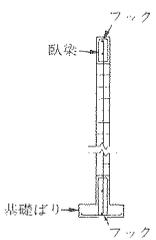
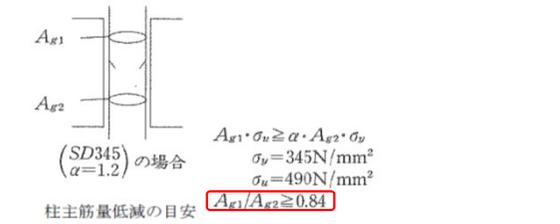
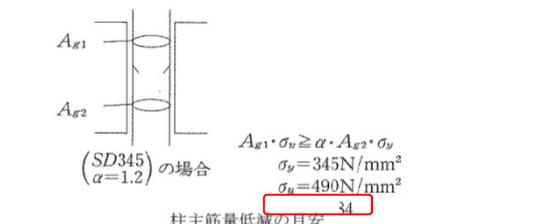
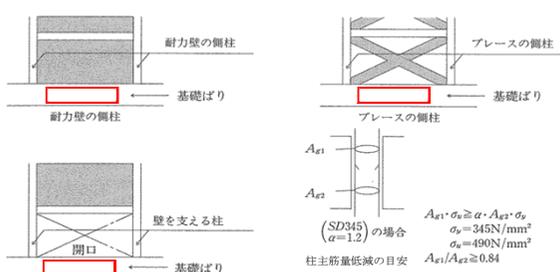
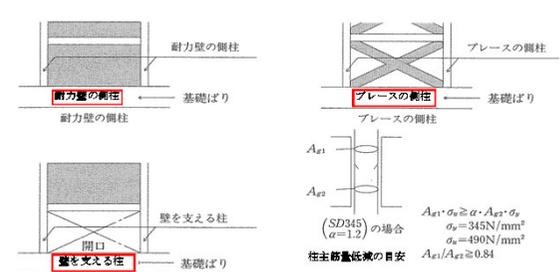


* 内容を誤解するおそれのない極めて軽微な誤りは、省略しています。

* この正誤表は更新される場合があります。最新版はICBAの HP (<https://www.icba.or.jp/zfilebox/kenshuka/2020seigo.pdf>) でご確認ください。

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
1	2	L33	施行規則・規則 建築基準法施行規則	施行規則 建築基準法施行規則	R2.10.27
2	24	図2.2-1 b)	(歩廊を設け接続する場合を含む)	(歩廊を設け接続する場合	R2.10.27
3	33	表2.2-1	「構造種別規模によるもの」及び「法第20条・・・」の列の罫線を削除(2箇所)	「構造種別規模によるもの」及び「法第20条・・・」の列の罫線有り(2箇所)	R2.10.27
4	53	L8	・・・アルミニウム合金材の溶接)	アルミニウム合金材)	R4.10.6追加
5	63	L5~L7欄外	■ (黒傍線)	線なし	R2.10.27
6	65	L21	・・・を定めることができるとしている。	・・・を定めることができる。	R2.10.27
7	68~70	表2.5-1	積雪荷重: 枠内中の点線 地震力: 枠内中の点線 「屋根ふき材等・・・」の上部の2列目及び3列目に点線の罫線を挿入	積雪荷重: 枠内中の実線 地震力: 枠内中の実線 「屋根ふき材等・・・」の上部の2列目及び3列目に罫線なし	R2.10.27
8	97	図3.2-1	 <p>(a) 第3第2項の仕様ルートと第3第4項の計算ルート (b) 第3第3項の仕様ルート</p>	 <p>(a) 第3第2項の仕様ルートと第3第4項の計算ルート (b) 第3第3項の仕様ルート</p>	R2.10.27 別紙を原寸でプリントし、貼付していただけます。
9	99	L14	① 茶室, あずまやその他これらに類する建築物	※番号の後にスペースが入っている。 ② 茶室, あずまやその他これらに類する建築物	R3.11.19
10	101	図3.3-2		 <p>※赤点線枠内の斜め鉄筋の端部が折り曲げ定着された下端鉄筋端部と繋がっている</p>	R4.10.6追加
11	102	L28	さび止め等の	さび止め等の	R4.10.6追加
12	102	表内	・・・1.0以下の・・・	・・・1.0以上の・・・	R4.10.6追加
13	109	L10	面積をその	面積をその	R4.10.6追加
14	116	L42	・・・その上にせつこうブ・・・	・・・その上にせつ)こうブ・・・	R2.10.27
15	120	表3段目左端の列	(4)	空欄	R2.10.27

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
16	120	表4段目左端の列	(5)	(4)	R2.10.27
17	125	L4及びL18	…くぎの打ち付け間隔を12cm以下とする…	…くぎの打ち付け間隔を1/2以下とする…	R2.10.27
18	141	L27～28	…有すと腐朽しはじめるので、材の含水率が20%以下の乾燥材を使用することを原則としている。	…有す25～35%以上になると腐朽しはじめるので、材の含水率を25%以下の乾燥材を使用することを原則としているに保つための処置を施すことが望ましい。	R2.10.27
19	153	L14	縦筋の末端はかぎ掛けを設け、…	縦筋の末端はフックを設け、…	R3.8.2
20	153	L18	(6) 第6項はせん断補強筋の横筋は力の伝達が十分行われるよう末端にかぎ掛けを設けることを規定している。ただし、異形鉄筋を用いる場合は、耐力壁の端部以外ではかぎ掛けは不要である。	(6) 第6項はせん断補強筋の横筋は力の伝達が十分行われるよう末端にフックを設けることを規定している。ただし、異形鉄筋を用いる場合は、耐力壁の端部以外ではフックは不要である。	R3.8.2
21	153	図3.5-2			R3.8.2
22	155	L33	控壁の配筋については、第六号の規定に基づき、控壁の頂部に横筋が二本以上あることに加え、…	控壁の配筋については、第六号の規定に基づき、控壁の頂部に横筋が複数本あることに加え、…	R3.8.2
23	156	図3.5-3	かぎ掛け(3箇所)	フック(3箇所)	R2.10.27
24	156	図3.5-3	削除	(基礎に定着させる場合を除く)とする	R2.10.27
25	167	表3.6-4「鋼材の種類」の列	炭素鋼のうち…400N級鋼	素鋼のうち…490N級鋼	R2.10.27
26	168	表3.6-4「鋼材の種類」の列	削除 一番上の罫線を削除	炭素鋼のうち…490N級鋼 一番上の罫線有り	R2.10.27
27	172	L20	標準せん断力係数	標準せん断係数	R4.10.6追加
28	174	L28欄外	■ (黒傍線)	線なし	R2.10.27
29	180	L1	JRJS0008_A級継手性能評価基準	JRJS0008A_級継手性能評価基準	R2.10.27
30	187	L32	を1として…	を1して…	R3.8.2

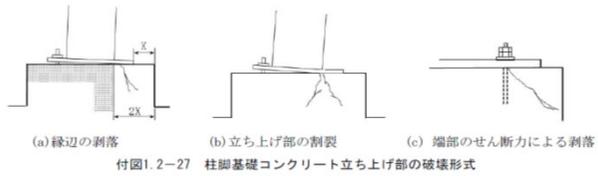
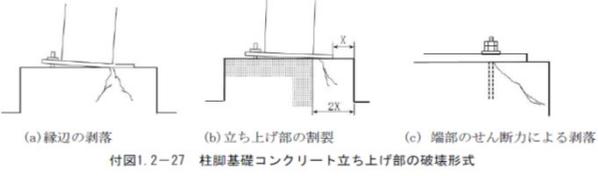
No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
31	197	図3-7-5			R3.8.2
32	197	図3-7-5			R4.10.6追加
33	198	L31	日本建築学会「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(2018)」 ³⁾ ■ (黒傍線)	日本建築学会「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(2010)」 ³⁾ 欄外に線なし	R2.10.27
34	207	L2	1) (公社)日本鉄筋継手協会「JRJS0008 A級継手性能評価基準」, 2017.3 ■ (黒傍線)	1) (社)日本鉄筋継手協会「JRJS0002ガス圧接継手性能判定基準」, 2006.6 欄外に線なし	R2.10.27
35	207	L3	2) (公社)日本鉄筋継手協会「JRJS0007 A級継手使用基準」, 2017.3 ■ (黒傍線)	2) (社)日本鉄筋継手協会「JRJS0007A級継手使用基準」, 2009.8 欄外に線なし	R2.10.27
36	207	L4	3) (一社)日本建築学会「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」 (2018), 2018.12 ■ (黒傍線)	3) (社)日本建築学会「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」 (2010), 2010.11 欄外に線なし	R2.10.27
37	222	L14	(一社)日本鉄鋼連盟「薄板軽量形鋼造建築物設計の手引き 第2 版」, 2014.3 □ (白傍線)	(社)日本鉄鋼連盟「薄板軽量形鋼造建築物設計の手引き」, 2002.6 欄外に線なし	R2.10.27
38	225	L1	表3.11-1 平13国交告第383号で…	表3.11-1 告示平13国交告第383号で…	R2.10.27
39	225	表3.11-1 表題	…自然現象の…	…自然災害の…	R2.10.27
40	229	L17	…資料 ²⁾ …	…資料 ¹⁾ …	R2.10.27
41	254	L26	R _t : 振動特性係数	R : 振動特性係数	R2.10.27
42	269	L14	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の2の4…	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の2の3…	R2.10.27

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考																																																		
43	269	平12建告第1389号の表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>力の種類</th> <th>荷重及び外力について想定する状態</th> <th>一般の場合</th> <th>建築基準法施行令（以下「令」という。）第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長期に生ずる力</td> <td>常時</td> <td rowspan="2">G+P</td> <td>G+P+S</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>積雪時</td> <td>G+P+0.7S</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">短期に生ずる力</td> <td>積雪時</td> <td>G+P+S</td> <td>G+P+S</td> <td rowspan="3">水又はこれに類するものを貯蔵する屋上水槽等にあつては、この重量を積載荷重から除くものとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴風時</td> <td rowspan="2">G+P+W</td> <td>G+P+W</td> </tr> <tr> <td>G+P+0.35S+W</td> </tr> <tr> <td>地震時</td> <td>G+P+K</td> <td>G+P+0.35S+K</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	建築基準法施行令（以下「令」という。）第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考	長期に生ずる力	常時	G+P	G+P+S		積雪時	G+P+0.7S	短期に生ずる力	積雪時	G+P+S	G+P+S	水又はこれに類するものを貯蔵する屋上水槽等にあつては、この重量を積載荷重から除くものとする。	暴風時	G+P+W	G+P+W	G+P+0.35S+W	地震時	G+P+K	G+P+0.35S+K		<table border="1"> <thead> <tr> <th>力の種類</th> <th>荷重及び外力について想定する状態</th> <th>一般の場合</th> <th>建築基準法施行令（以下「令」という。）第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">長期に生ずる力</td> <td>常時</td> <td rowspan="2">G+P</td> <td>G+P+S</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>積雪時</td> <td>G+P+0.7S</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">短期に生ずる力</td> <td>積雪時</td> <td>G+P+S</td> <td>G+P+S</td> <td rowspan="3">水又はこれに類するものを貯蔵する屋上水槽等にあつては、この重量を積載荷重から除くものとする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暴風時</td> <td rowspan="2">G+P+W</td> <td>G+P+W</td> </tr> <tr> <td>G+P+0.35S+W</td> </tr> <tr> <td>地震時</td> <td>G+P+K</td> <td>G+P+0.35S+K</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	建築基準法施行令（以下「令」という。）第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考	長期に生ずる力	常時	G+P	G+P+S		積雪時	G+P+0.7S	短期に生ずる力	積雪時	G+P+S	G+P+S	水又はこれに類するものを貯蔵する屋上水槽等にあつては、この重量を積載荷重から除くものとする。	暴風時	G+P+W	G+P+W	G+P+0.35S+W	地震時	G+P+K	G+P+0.35S+K		R2.10.27 別紙を原寸でプリントし、貼付していただけます。
力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	建築基準法施行令（以下「令」という。）第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考																																																			
長期に生ずる力	常時	G+P	G+P+S																																																				
	積雪時		G+P+0.7S																																																				
短期に生ずる力	積雪時	G+P+S	G+P+S	水又はこれに類するものを貯蔵する屋上水槽等にあつては、この重量を積載荷重から除くものとする。																																																			
	暴風時	G+P+W	G+P+W																																																				
			G+P+0.35S+W																																																				
地震時	G+P+K	G+P+0.35S+K																																																					
力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	建築基準法施行令（以下「令」という。）第86条第2項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考																																																			
長期に生ずる力	常時	G+P	G+P+S																																																				
	積雪時		G+P+0.7S																																																				
短期に生ずる力	積雪時	G+P+S	G+P+S	水又はこれに類するものを貯蔵する屋上水槽等にあつては、この重量を積載荷重から除くものとする。																																																			
	暴風時	G+P+W	G+P+W																																																				
			G+P+0.35S+W																																																				
地震時	G+P+K	G+P+0.35S+K																																																					
44	301	図5.5-3欄外	■（黒傍線）	線なし	R2.10.27																																																		
45	309	L32	原則として二重・・・	原則として二重・・・	R4.10.6追加																																																		
46	309	L32	負の摩擦力が作用する・・・	負の作用する・・・	R4.10.6追加																																																		
47	311	L32	$2 \leq H/D < 5$	$2 \leq H/D \leq 5$	R4.10.6追加																																																		
48	313	L23	東北地方太平洋沖地震	東日本大震災	R4.10.6追加																																																		
49	324	L6	・・・(すなわち $C_0=0.25$ 以上)とする検討を行うことができる。このとき、規定の主旨は上部構造に一定の耐力を確保することであるため、地下部分についてこのような追加的な割増しの検討が必要となるのは、上部構造の耐力の確保に関連する部分(たとえば柱脚における引抜きなど)に限られる。	・・・(すなわち $C_0=0.25$ 以上)とする検討を行うことができる。	R2.10.27 別紙を原寸でプリントし、貼付していただけます。																																																		
50	324	L6欄外	削除	■（黒傍線）	R2.10.27																																																		
51	329	L18	1) (一社)日本建築学会・・・, 2018.12	1) (一社)日本建築学会・・・, 2018.2	R2.10.27																																																		
52	337	L10	・・・その層に作用する層せん断力の・・・	・・・その(q_x, q_y)する層せん断力の・・・	R2.10.27																																																		
53	344	L18	a)～d)	a)～b)	R4.10.6追加																																																		
54	346	図6.2-7	※○▲の凡例(下記)を追記 ○:ヒンジ位置 ▲:局部崩壊	○▲の説明がない	R4.10.6追加																																																		
55	359	L24	第2 鉄骨造の建築物等に関する基準(次に改行を挿入)	第2 鉄骨造の建築物等に関する基準	R2.10.27																																																		
56	359	L24欄外	削除	■（黒傍線）	R2.10.27																																																		
57	359	L30	※下記の記述をP359のL30に追記。 「に規定する構造計算を行うこと。」	※下記の記述が、第2刷で無くなっている。内容の修正に伴うものではなく体裁を直したことによるもの。 「に規定する構造計算を行うこと」	R3.8.2																																																		
58	385	L18	・・・規定されている。柱が傾斜する等で・・・	・・・規定されている。なお柱が傾斜する等で・・・	R2.10.27																																																		
59	395	L1	Ds算定時に塑性ヒンジが生じない等、当該部材が終局状態に至らない柱の種別は・・・	Ds算定時に塑性ヒンジが生じない、または脆性破壊を生じない柱の種別は・・・	R4.10.6追加																																																		
60	419	表6.6-1	○	※集成材等建築物の剛性率と偏心率の欄の上付き記号削除(計4箇所) ○ <u>*5*6</u>	R4.10.6追加																																																		

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考				
61	419	L7	・・・層間変形角は150分の1以内でなければならない・・・	・・・層間変形角は150分の1でなければならない・・・	R3.11.19				
62	421	図6.6-1	○層間変形角 $\leq 1/200$ 又は $C_0 \geq 0.3$ とした許容応力度計算	※昭62建告第1899号の枠内にある等号 ○層間変形角 $\leq 1/200$ 又は $C_0 = 0.3$ とした許容応力度計算	R3.8.2				
63	423	L12～	<p>⑤の「筋かいが負担する水平力の割合に応じて地震力を割り増すこと」については、平成29(2017)年の改正により、第1第一号の表の数値によることなく、「特別な調査若しくは研究に基づき当該階の筋かいを入れた軸組の減衰性及び靱性を考慮して定めた数値」を用いることが可能となり、技術的助言(平29国住指第2167号)には、その一つとして表6.6-2の数値が示されている。なお、表中「δ_u:対象とする耐力壁の終局変形角で1/15以下の数値(rad.)」は、指定性能評価機関の定める木造の耐力壁の性能評価に係る業務方法書に定義される終局変位を变形角に換算した値、「h_{eq}:対象とする耐力壁の等価粘性減衰定数(最大値)」は、平12建告第1457号第9第2項第一号ロに規定する等価粘性減衰定数のことである。また、既往の研究12)により、表6.6-2に基づく数値として令第46条第4項に規定する一部の筋かいについては表6.6-3の数値を用いることができる。なお、表6.6-2及び6.6-3のいずれの値を用いる場合でも、複数の筋かいを用いる場合は、各筋かいのγを計算し、各筋かいの負担水平力を重みとした加重平均を用いるか、最も大きいγを用いることができる。</p> <p>表6.6-2 特別な調査若しくは研究に基づき当該階の筋かいを入れた軸組の減衰性及び靱性を考慮して定めた数値(平29国住指第2167号)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">$\beta \leq \frac{5}{7}$ の場合</td> <td style="text-align: center;">$1 + \frac{0.7\beta\gamma}{1.5}$ 又は γ のうちいずれか小さい数値</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">$\beta > \frac{5}{7}$ の場合</td> <td style="text-align: center;">γ</td> </tr> </table> <p>この表において、βは、令第88条第1項に規定する地震力により建築物の各階に生ずる水平力に対する当該階の筋かいが負担する水平力の比を表すものとする。また、γは次の式によって計算した数値(1.0未満の場合にあつては、1.0)又は1.5のうちいずれか小さい数値とする。</p> $\gamma = \frac{0.45}{\sqrt{\delta_u} \cdot (1 + 10h_{eq})}$ <p>ここで、 δ_u : 対象とする耐力壁の終局変形角で1/15以下の数値 (rad.) h_{eq} : 対象とする耐力壁の等価粘性減衰定数 (最大値)</p>	$\beta \leq \frac{5}{7}$ の場合	$1 + \frac{0.7\beta\gamma}{1.5}$ 又は γ のうちいずれか小さい数値	$\beta > \frac{5}{7}$ の場合	γ	<p>なお、令第46条第4項表1に・・・ <u>評価した上で構造計算を行う必要がある。</u></p>	R3.3.5 別紙を原寸でプリントし、貼付・挟み込みしていただけます。
$\beta \leq \frac{5}{7}$ の場合	$1 + \frac{0.7\beta\gamma}{1.5}$ 又は γ のうちいずれか小さい数値								
$\beta > \frac{5}{7}$ の場合	γ								

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考												
64	423	L12~	<p>表6.6-3 筋かいの仕様に応じた数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>筋かい仕様</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚さ3cm 以上で幅9cm 以上の木材の筋かい(筋かいスパン1P)</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>厚さ4.5cm 以上で幅9cm 以上の木材の筋かい(筋かいスパン1P)</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>厚さ4.5cm 以上で幅9cm 以上の木材の筋かい(筋かいスパン1.5P)</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>厚さ4.5cm 以上で幅9cm 以上の木材の筋かい(筋かいスパン2P)</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>9cm 角以上の木材の筋かい(筋かいスパン1P)</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑥の「水平力を負担する筋かい端部、接合部、耐力壁の接合部さらに柱及びはりの仕口部並びに柱又ははりの継手部は、十分な強度を確保すること」について、令第46条第4項表1に示す軸組のうち、令第47条及び平12建告第1460号の接合部の規定に従った接合方法により緊結された木材又は鋼材の筋かいで、当該軸組の倍率に基づいた許容せん断耐力を用いる場合は、当該せん断耐力を用いることをもって、筋かい端部の割裂き、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生じないことが確かめられているものとして扱うことができる。さらに、文献6)が適用可能な小規模の範囲では既往の技術的資料6)に則って接合金物を選定して設置し、かつ、当該技術資料に基づいた許容せん断耐力を用いて構造計算を行う場合についても、筋かい端部の割裂き、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生じないことが確かめられているものとして扱うことができる。しかし、比較的規模が大きな建築物の場合や集成材フレームを使用する場合などについては、その他のマニュアル類7~11)によることとなるが、単純な耐力計算だけで無く、本規定の趣旨(割裂き、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生じないこと)を満足するかどうか、実験を行うなどして適切に評価した上で構造計算を行う必要がある。</p>	筋かい仕様	数値	厚さ3cm 以上で幅9cm 以上の木材の筋かい(筋かいスパン1P)	1.4	厚さ4.5cm 以上で幅9cm 以上の木材の筋かい(筋かいスパン1P)	1.3	厚さ4.5cm 以上で幅9cm 以上の木材の筋かい(筋かいスパン1.5P)	1.3	厚さ4.5cm 以上で幅9cm 以上の木材の筋かい(筋かいスパン2P)	1.5	9cm 角以上の木材の筋かい(筋かいスパン1P)	1.0	<p>なお、令第46条第4項表1に・・・ 評価した上で構造計算を行う必要がある。</p>	<p>R3.3.5 別紙を原寸でプリントし、貼付・挟み込みしていただくだけです。</p>
筋かい仕様	数値																
厚さ3cm 以上で幅9cm 以上の木材の筋かい(筋かいスパン1P)	1.4																
厚さ4.5cm 以上で幅9cm 以上の木材の筋かい(筋かいスパン1P)	1.3																
厚さ4.5cm 以上で幅9cm 以上の木材の筋かい(筋かいスパン1.5P)	1.3																
厚さ4.5cm 以上で幅9cm 以上の木材の筋かい(筋かいスパン2P)	1.5																
9cm 角以上の木材の筋かい(筋かいスパン1P)	1.0																
65	428	L20	平19国交告・・・	平19国交告平19国交告・・・	R4.10.6追加												
66	429	L19	⑩ CLT パネル工法を用いた建築物の構造部分について、平28国交告第611号第9 第二号に定める構造計算を行ったもの	※⑩を追記	R3.8.2												
67	430	L4	ページで公開されている設計事例13)のうち・・・	ページで公開されている設計事例12)のうち・・・	R3.3.5												
68	430	L20	12)国土交通省、平成27年度建築基準整備促進事業「S19 木造建築物の許容応力度等計算の基準の明確化等に関する検討」成果概要、 http://www.mlit.go.jp/common/001204939.pdf 、2018.8閲覧 13)㈱日本建築構造技術者協会、木造混構造の構造設計事例、・・・	12)㈱日本建築構造技術者協会、木造混構造の構造設計事例、・・・	R3.3.5												
69	436	L8	排水効果を高める方法(グラベルドレーン工法)などがある。	※参考文献番号は不要。 排水効果を高める方法(グラベルドレーン工法)などがある ¹⁴⁾ 。	R3.8.2												

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考			
70	451	L10	6.6.2(5)項	6.6.2(3)項	R3.8.2			
71	452	L15	各種合成構造設計指針・同解説	各種合成構造指針・同解説	R4.10.6追加			
72	459	L11	低減率 <i>Fh</i>	低減 <i>Fh</i>	R4.10.6追加			
73	464	表 最上段の(2)	$\frac{\sum m_i}{m_i}$	※分母の記号の誤記 $\frac{\sum m_i}{m_N}$	R3.8.2			
74	504	L13	…膜材料等の技術基準及び同解説2020年版, …	…膜材料等の技術基準及び同開設2020年版, …	R2.10.27			
75	505	L20	継続時間	継続時間	R3.8.2			
76	505～ 531	奇数ページヘッ ダー章立ての記 載	「木材の許容応力度及び材料強度」	「木造許容応力度及び材料強度」	R4.10.6追加			
77	528	表(二)	$\frac{1}{f_{v\ tor}}$	$\frac{1}{f_{v.tor}}$	R3.8.2			
78	532	L32、L34	…(改訂作業中)	…(改訂作業中※確認中)	R2.10.27			
79	544	欄外	削除	■ (黒傍線)	R2.10.27			
80	547	L31	…日本工業規格(JIS G3136)… 削除	…日本産業規格(JIS G3136)… 欄外に ■ (黒傍線)	R2.10.27			
81	553	L6	許容応力度について	許容応力度について	R3.8.2			
82	563	L36	…は、告示第5の規定に含まれている。	…は、告示第3の規定に含まれている。	R3.8.2			
83	589	L13欄外	削除	■ (黒傍線)	R2.10.27			
84	590	L18欄外	■ (黒傍線)	線なし	R2.10.27			
85	590	L27欄外	■ (黒傍線)	線なし	R2.10.27			
86	590	L28欄外	削除	■ (黒傍線)	R2.10.27			
87	592	L4	…これまでに19の材料… ■ (黒傍線)	…これまでに18の材料… 欄外に線なし	R2.10.27			
88	592	表9.8-1最下行 の下	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>18</td><td>直交集成板</td><td>0.1節</td></tr></table> □ (白傍線)	18	直交集成板	0.1節	記載なし 欄外に線なし	R2.10.27
18	直交集成板	0.1節						

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
89	593	L9	…せん断の許容応力度(中略)(以下「特殊な許容応力度」という。)… ■ (黒傍線)	…せん断の許容応力度(以下「特殊な許容応力度」という。)… 欄外に線なし	R2.10.27
90	593	L14	…気泡コンクリートの圧縮及びせん断の材料強度(中略)(以下「特殊な材料強度」という。)… ■ (黒傍線)	…気泡コンクリートの圧縮及びせん断の材料強度(以下「特殊な材料強度」という。)… 欄外に線なし	R2.10.27
91	602	付図1.1-4の(a)	2階の層せん断力 0.446	2階の層せん断力 0.496	R4.10.6追加
92	626	付表1.2-2	1つ削除	同じ表が2つ	R2.10.27
93	627	L1及び欄外 L14及び欄外 L26及び欄外 L27～L30欄外	脚注1(2箇所) 脚注2(2箇所) 脚注3(2箇所) ■ (黒傍線)	柱脚1(2箇所) 柱脚2(2箇所) 柱脚3(2箇所) 線なし	R2.10.27
94	628	L1及び欄外	脚注4(2箇所)	柱脚4(2箇所)	R2.10.27
95	630	L17	均等間隔	均等間隔	R4.10.6追加
96	636	L15、L17欄外	削除	■ (黒傍線)	R2.10.27
97	637	L9	…おおむね安全側の検討で…	…おおむね全側の検討で…	R3.8.2
98	639	L22、L23欄外	削除	■ (黒傍線)	R2.10.27
99	639	付図1.2-27	 付図1.2-27 柱脚基礎コンクリート立ち上げ部の破壊形式	(a)と(b)の図が逆  付図1.2-27 柱脚基礎コンクリート立ち上げ部の破壊形式	R3.3.5 別紙を原寸で プリントし、貼 付していただ けます。
100	640	L13欄外	■ (黒傍線)	線なし	R2.10.27
101	640	L24欄外	削除	■ (黒傍線)	R2.10.27
102	642	L8欄外	■ (黒傍線)	線なし	R2.10.27
103	650	L21	…1357×10 ³	…1357×10 ³	R4.10.6追加
104	650	L38欄外	削除	■ (黒傍線)	R2.10.27
105	652	L27	$N/N_y > A_w/2A$ であるので	$N/N_y < A_w/2A$ であるので	R3.9.17
106	654	L22	分子の計算式 $2 \times 585,000(681+650/2-75)$	分子の計算式 $2 \times 585(681+650/2-75)$	R4.10.6追加
107	661	L10	また、RC規準(2018)…	RC規準(2018)…	R2.10.27
108	661	L13	なお、開口部を有する…	また、開口部を有する…	R2.10.27
109	676	L12	…e関数法の適合性が確認されており ⁶⁾ 、…	…e関数法の適合性が確認されており ³⁾ 、…	R2.10.27

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
110	680	L32	(付図1.3-12)	(付図1.3-13)	R4.1.19
111	684	L15	$\underline{\beta}$	B	R4.10.6追加
112	690	L13	・・・変動係数は <u>0.18</u> である。・・・	・・・変動係数は <u>0.17</u> である。・・・	R2.10.27
113	690	L20欄外	■ (黒傍線)	線なし	R2.10.27
114	700	L21	断面間の距離	断面間の距離	R4.10.6追加
115	706	L15	[付録1-3.1, 付録1-3.2 参考文献]	[付録1-3.2 参考文献]	R3.3.5
116	716	L5	図を削除 (黒傍線も)	不要な図を掲載	R4.10.6追加
117	720	L4	$f_s = \min\{F_C / 20, (0.5 + F_C / 100) \times \underline{1.5}\}$	$f_s = \min\{F_C / 20, (0.5 + F_C / 100) \times \underline{1004}\}$	R3.8.2
118	728	付図1.5-1	別紙参照 	別紙参照 (図中の凡例文字のズレ) 	R3.3.5 別紙を原寸で プリントし、貼 付していただ けます。
119	731	L23	$A'_i = 1 + \kappa_1(1 - \alpha_i) + \kappa_2 \left(\frac{1}{\alpha_i} - 1 \right)$	$A'_i = 1 + \kappa_1(1 - \alpha_i) - \kappa_2 \left(\frac{1}{\alpha_i} - 1 \right)$	R4.10.6追加
120	733	付表1.5-4	No.4 X2の負担割合 <u>0.6</u>	No.4 X2の負担割合 <u>0.8</u>	R4.10.6追加

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
121	734	図No.1		<p>※横軸値は通り名が正しい。</p>	R4.10.6追加
122	742	L34	$\Delta d = \dots$	$\Delta \underline{s} = \dots$	R4.10.6追加
123	754	L34	$\max(\alpha_p, F_s)$	$\max(\alpha_p, F_x)$	R4.10.6追加
124	757	L26	・・・鉄筋コンクリート構造計算規準・・・	・・・鉄筋コンクリート造計算規準・・・	R4.10.6追加
125	761	L29	また、ピロティ階の・・・	た、ピロティ階の・・・	R2.10.27
126	772	L3	付図1.8-8	付図1.8-7	R4.10.6追加
127	773	L33～L34	フーリエスペクトル形状は、基盤震度が浅くなるAX計測点より東側の計測点で周期0.2秒以下の帯域の振幅が小さくなっている。	基盤震度が浅くなるAX計測点より東では、フーリエスペクトル形状は周期0.2秒以下の帯域で振幅が小さくなっている。	R4.10.6追加
128	791	L5欄外	削除	■ (黒傍線)	R2.10.27
129	796	L11	・・・令第3章第8節に規定される・・・	・・・令第3章第8節の規定に規定される・・・	R2.10.27